八戸圏域水道企業団等建設業者等指名停止要領の改正について

八戸圏域水道企業団では、建設業者等指名停止要領について、次のとおり改正することとしましたので お知らせします。

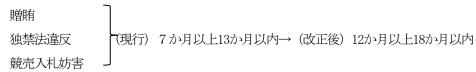
1 目 的

独占禁止法違反行為や贈賄などに係る指名停止措置を強化することにより、不正行為に対する抑止力の強化及び公正な入札執行の確保を図る。

また、粗漏工事の防止と品質の向上を図るため、工事成績不良業者への指名停止措置要件を設ける。その他、措置要件における地域区分等の見直しを図る。

2 主な改正点

- (1) 贈賄、独占禁止法違反行為及び競売入札妨害又は談合に対する罰則の強化
 - ・企業団職員に対する行為のもの、企業団発注工事に関するもの



・他の公共機関の職員に対する行為のもの、企業団発注工事以外に関するもの

贈賄(現行) 4か月以上10か月以内独禁法違反(現行) 5か月以上10か月以内競売入札妨害(現行) 5か月以上13か月以内

(2) 措置要件の地域区分の廃止

独占禁止法違反行為をはじめ、贈賄、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為、不正又は不誠 実な行為について、県内・県外などの地域区分を廃止する。

(3) 指名停止期間の上限の延長

一度の指名停止により措置することができる期間の上限を引き上げる。 (現行)上限24か月→(改正後)上限36か月

(4) 工事成績不良業者への対応

企業団発注工事の施工に当たり、完了検査において総合成績が60点未満となり、工事の請負契約 の相手方として不適当であると認められるとき。

(新設) 3か月以上9か月以内

3 実施期日 平成29年10月1日から実施する。

お問い合わせ 八戸圏域水道企業団 管財出納課 管財契約グループ

Tel 70-7082